

平成25年度（第67期）司法修習生考試委員会（合否決定）

資 料 目 録

- 1 司法修習生考試担当者名簿
- 2 司法修習生考試応募者名簿
- 3 司法修習生考試結果集計表
- 4 司法修習生修習成績集計表
- 5 司法修習生考試個人別成績表
- 6 司法修習生考試実施要領
- 7 司法修習生考試実施要領第5項(1)の不正行為の基準
- 8 考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて
- 9 司法修習生考試の実施について
- 10 司法修習生考試委員会規則
- 11 司法修習生考試応募心得

平成26年12月16日

司法修習生考試委員会

◎ この資料は、お持ち帰りにならないようお願いします。

司法修習生考試担当者名簿

民事裁判 15人 司法研修所教官

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

三	角	比	呂	委員
中	園	浩	一郎	委員
鈴	木	謙	也	考查委員
齋	藤		聡	考查委員
島	崎	邦	彦	考查委員
関	根	澄	子	考查委員
武	部	知	子	考查委員
廣	澤		諭	考查委員
高	島	義	行	考查委員
徳	増	誠	一	考查委員
横	田	昌	紀	考查委員
谷	口	哲	也	考查委員
中	俣	千	珠	考查委員
大	野	祐	輔	考查委員
島	田	英	一郎	考查委員

刑事裁判 15人 司法研修所教官

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

細	田	啓	介	委員
吉	井	隆	平	委員
平	出	喜	一	考查委員
神	田	大	助	考查委員
島	戸		純	考查委員
友	重	雅	裕	考查委員
西	川	篤	志	考查委員
渡	部	市	郎	考查委員
江	口	和	伸	考查委員
三	村	三	緒	考查委員
宮	田	祥	次	考查委員
兒	島	光	夫	考查委員
井	戸	俊	一	考查委員
森		喜	史	考查委員
吉	田	智	宏	考查委員

検 察 19人 司法研修所教官

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

畝	本	英	毅	委員
山	口		幸	委員
星	野		敏	考查委員
青	木	裕	史	考查委員
石	川	さ	おり	考查委員
西	澤	芳	弘	考查委員
福	田	あ	ずみ	考查委員
市	木	政	昭	考查委員

同	進	佐久間	委員
同	志子	布村	委員
同	ひろみ	橋本	委員
同	哉	中井	委員
同	治	中田	委員
同	太郎	中村	委員
同	和	丸山	委員
同	之	大前	委員
同	佐	鶴田	委員
同	史	古田	委員
同	聡	町田	委員
司法研修所教官	志	永野	委員
同	孝	木崎	委員
同	夫	鈴木	委員
同	宏	左部	委員
同	肇	進士	委員
同	二	川村	委員
同	子	黒河内	委員
同	文	清永	委員
同	之	鈴木	委員
同	人	本山	委員
同	一郎	山崎	委員
同	樹	男澤	委員
同	稔	金子	委員
同	子	坂口	委員
同	人	那須	委員
同	史	濱口	委員
同	子	渡邊	委員
同	修	岩田	委員
同	敏	大坪	委員
第一東京弁護士会 弁護士	人	出石	委員
東京弁護士会 弁護士	子	鷹取	委員
同	哉	渡辺	委員
第一東京弁護士会 弁護士	晋	島田	委員
同	一	田子	委員
同	也	田野	委員
東京弁護士会 弁護士	明	松菅	委員
第一東京弁護士会 弁護士	巳		委員

刑事弁護	24人	第二東京弁護士会弁護士	日下部	真治	審査委員
		第一東京弁護士会弁護士	長尾	二郎	審査委員
		第二東京弁護士会弁護士	小町谷	育子	審査委員
		東京弁護士会弁護士	野間	敬和	審査委員
		司法研修所教官	設楽	あづさ	委員
		同	佃	克彦	委員
		同	神山	啓史	審査委員
		同	水上	洋信	審査委員
		同	鮎川	一晴	審査委員
		同	一瀬	一朋	審査委員
		同	榊原	久広	審査委員
		同	渡部	紫野	審査委員
		同	上沼	潤子	審査委員
		同	郷農	周生	審査委員
		同	長浜	詩人	審査委員
		同	原木	裕子	審査委員
		同	葭葉	達成	審査委員
		同	石橋	恵一郎	審査委員
		同	丸山	聖剛	審査委員
		同	小野	田子	審査委員
		同	菅野	亮宏	審査委員
		同	藤田	充司	審査委員
		第一東京弁護士会弁護士	木村	哲辰	審査委員
		第二東京弁護士会弁護士	二関	辰通	審査委員
		第一東京弁護士会弁護士	山岡	秀浩	審査委員
		第二東京弁護士会弁護士	椎野	勝彦	審査委員
		東京弁護士会弁護士	山田		審査委員

平成25年度(第67期)司法修習生
考試応募者名簿

司法修習生考試委員会
(平成26年11月20日現在)

司法修習生考試結果集計表

成 績	有効 受験 者数	優		良		可		不可	
区 分		人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
民事裁判	2014	615	30.54%	784	38.93%	594	29.49%	21	1.04%
刑事裁判	2014	612	30.39%	794	39.42%	593	29.44%	15	0.74%
検 察	2014	626	31.08%	811	40.27%	571	28.35%	6	0.30%
民事弁護	2014	614	30.49%	801	39.77%	596	29.59%	3	0.15%
刑事弁護	2014	624	30.98%	816	40.52%	573	28.45%	1	0.05%

資料 4

司法修習生修習成績集計表

(再受験者の修習成績を含む)

成 績		有効 受験 者数	優		良上		良		可		可下		不可	
区 分			人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
実務修習	民事裁判	2015	251	12.46%			1628	80.79%	136	6.75%			0	0.00%
	刑事裁判	2015	272	13.50%			1595	79.16%	148	7.34%			0	0.00%
	検察庁	2015	479	23.77%			1102	54.69%	434	21.54%			0	0.00%
	弁護士会	2015	401	19.90%			1455	72.21%	159	7.89%			0	0.00%
司法研修所	民事裁判	2015	120	5.96%	497	24.67%	798	39.60%	479	23.77%	121	6.00%	0	0.00%
	刑事裁判	2015	127	6.30%	480	23.82%	800	39.70%	481	23.87%	127	6.30%	0	0.00%
	検 察	2015	165	8.19%	461	22.88%	800	39.70%	466	23.13%	123	6.10%	0	0.00%
	民事弁護	2015	137	6.80%	470	23.33%	797	39.55%	486	24.12%	125	6.20%	0	0.00%
	刑事弁護	2015	128	6.35%	527	26.15%	773	38.36%	460	22.83%	127	6.30%	0	0.00%

成 績	有効 受験 者数	合		否	
区 分		人員	割合	人員	割合
選択型実務修習	2015	2015	100.00%	0	0.00%

平成25年度(第67期)司法修習生考試 個人別成績表

番号	実務修習					司法研修所					司法修習生考試				
	民裁	刑裁	檢察	弁護	選択	民裁	刑裁	檢察	民弁	刑弁	民裁	刑裁	檢察	民弁	刑弁

司 法 修 習 生 考 試 実 施 要 領

(平成12年7月12日司法修習生考試委員会可決)

(平成14年7月10日司法修習生考試委員会可決)

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

1 考試の対象者

考試を実施する年度において裁判所法第67条第1項の試験を受けることができる者

2 考試の方法

(1) 科 目

民事裁判，民事弁護，刑事裁判，刑事弁護，檢察の5科目とする。

(2) 内 容

訴訟記録に基づき，裁判，檢察及び弁護の立場から種々の問題を提出して答案作成を求める。

(3) 資料の貸与

委員長の定めるところにより，答案作成のための参考資料を貸与する。

(4) 問題作成及び答案審査担当者

司法修習生考試委員会委員及び考査委員のうち，委員長の指名した者とし，各科目ごとの問題作成及び答案審査担当者の人数等は，委員長の定めるところによる。

(5) 考試の時間

各科目6時間30分とする。

なお，考試時間以外に昼食時間を1時間設け，この時間中の答案作成を認める。

(6) 考試の期日及び場所

委員長の定めるところによる。

3 採点基準

(1) 採点の段階

優，良，可及び不可の4段階とし，可以上を合格，不可を不合格とする。

(2) 採点の方法

各科目ごとに当該答案審査担当者の合議により採点する。

4 合否の決定

司法修習生に関する規則第16条の定めに従い，司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により，当委員会において決定する。

5 不正行為

(1) 不正行為

当委員会が別に定める基準に該当する行為を不正行為とする。

(2) 不正行為の制止

試験官又は係員は，不正行為を行った者に対し，それを制止することができる。

(3) 応試中止の措置

幹事は，不正行為を行った者の応試を直ちに中止させなければ，考試の公正が確保できないと認めるときは，その者につき，当該考試日における応試を中止させることができる。

(4) 不正行為者の考試結果の効力

不正行為を行った者の考試結果の効力は，当委員会が決定する。

司法修習生考試実施要領第 5 項(1)の不正行為の基準

(平成 14 年 7 月 10 日司法修習生考試委員会可決)

(平成 18 年 9 月 28 日司法修習生考試委員会可決)

司法修習生考試実施要領第 5 項(1)の不正行為の基準を下記のとおり定める。

記

- 1 他の応募者の答案を閲読し、又は故意に他の応募者に同様の閲読をさせること
- 2 口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の応募者にそのような情報を与えること
- 3 携帯電話、PHS、ポケットベル等の通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の応募者にそのような情報を与えること
- 4 当該行為を禁止し、当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知があったにもかかわらず、以下の(1)ないし(3)の行為を行うこと
 - (1) 応募者相互で談話をすること
 - (2) 携帯電話、PHS、ポケットベル等の通信機器を所持すること
 - (3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又は故意に他の応募者に同様の閲読をさせること
- 5 以下の(1)ないし(4)の行為を行い、試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと
 - (1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること
 - (2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具以外の私物を使用すること
 - (3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること
 - (4) 立ち入り禁止場所へ立ち入ること
- 6 1 ないし 5 に類する行為であって、考試の公正を害するおそれのある行為を行うこと

考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

司法修習生の考試において不可の科目又は欠席があった者については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 受験した考試において不可の科目又は欠席があった者については、当該受験した考試（以下「当期考試」という。）を不合格とする。
- 2 1により、当期考試を不合格とされた者は、次回以降の司法修習生考試（以下「次回考試」という。）を受験することができる。
- 3 2により、次回考試を受験する者は、同考試において実施されるすべての科目を受験しなければならない。

ただし、当期考試において、病気、その他やむを得ないと認める事情により、同考試の一部を欠席するなどした者に対し、同考試において既に受験した科目について、次回考試において受験を要しないものとすることができる。

平成26年8月6日

平成25年度（第67期）司法修習生考試の実施について

司法修習生考試委員会委員長

標記考試の実施につき、平成12年7月12日司法修習生考試委員会可決の司法修習生考試実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、以下のとおり定める。

1 実施要領2の(3)関係

考試の各科目において、答案作成のため貸与する参考資料を次のとおりとする。

- (1) 全科目 『デイリー六法 平成26年版（三省堂発行）』
- (2) 検 察 『平成24年版 検察講義案』

2 実施要領2の(4)関係

考試の問題作成及び答案審査担当者の人数を次のとおりとする。

- (1) 民事裁判 15人
- (2) 刑事裁判 15人
- (3) 検 察 19人
- (4) 民事弁護 31人
- (5) 刑事弁護 24人

3 実施要領2の(6)関係

考試の期日及び場所を次のとおりとする。

ただし、交通機関のストライキ等により期日及び場所の変更の必要が生じたときは、委員長において適宜変更することができるものとする。

(1) 期日

ア 平成26年11月20日（木）検 察

イ	〃	11月21日（金）刑事弁護
ウ	〃	11月25日（火）刑事裁判
エ	〃	11月26日（水）民事弁護
オ	〃	11月27日（木）民事裁判

(2) 場所

ア 大阪，京都，神戸，奈良，大津及び和歌山で実務修習を行った応募者で今回初めて試験を受験する者

新梅田研修センター（所在地 大阪市福島区福島6丁目22番20号）

イ ア以外の応募者

司法研修所

司法修習生考試委員会規則

昭和二十四年三月八日考試委員会可決制定

一部改正 昭和二十六年十月二十六日考試委員会可決

第一条 司法修習生考試委員会（以下委員会という。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 委員会は、委員長が、これを招集する。

委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第三条 委員会の会議は、秘密とする。

第四条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員会の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第五条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六条 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することは妨げない。

第七条 委員会に幹事一人を置く。

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以つて、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八条 委員会に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九条 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員会に関し、必要な事項は、委員会がこれを定める。

平成25年度（第67期）司法修習生考試応試心得
 （実務修習地が東京，立川，横浜，さいたま及び千葉である司法修習生）

平成26年9月19日 司法修習生考試委員会

第1 日時及び場所

1 日時

実施年月日	考試科目	着席時刻	考 試 時 間
平成26年11月20日(木)	検 察	9時45分	10時20分から12時まで 及び 13時から17時50分まで の6時間30分
" 11月21日(金)	刑事弁護	9時45分	
" 11月25日(火)	刑事裁判	9時45分	
" 11月26日(水)	民事弁護	9時45分	
" 11月27日(木)	民事裁判	9時45分	

着席時刻までに，各自所定の座席に着く。

なお，各考試日とも，12時から13時までの1時間を昼食時間とし，昼食時間中の答案作成を認める。

2 場所

司法研修所

第2 応試心得

1 受験科目

応試者は，第1の1の全考試科目（5科目）を受験する。

2 持参する物

(1) 考試受験票

(2) 筆記用具等

ア 答案作成には，黒インクのペン（ボールペン，サインペン及び万年筆を含む。ただし，インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用する。

イ 草稿用等として，アのほか，黒以外の色のペン類，鉛筆，色鉛筆，消しゴム及び定規の使用を認める。

ウ 時計は，時計機能（あらかじめアラーム機能は切っておくこと。）だけのものだけに限り使用を認める。なお，ストップウォッチ機能の使用は認めない。

エ 防寒具（カイロを含む。），薬（注射によって摂取するものを除く。），冷却シート・湿布（体に貼りつけるもので，匂いが他の応試者の迷惑にならないものに限る。），クッション，座布団，腰当て，スリッパ，マスク，ティッシュペーパー，耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意して使用すること。）及び拡大鏡（虫眼鏡）については，持込みを認めるが，試験室係

員が適宜点検する（係員の指示に従わない場合はその物の使用を禁止する。）。

オ アからエまでの筆記用具等以外の一切の私物の使用を禁止する（筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付せん、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋の使用も認めない。）。

使用が認められた筆記用具等以外の私物を持参した場合は、着席時刻までに全てかばんの中にしまう。

(3) 昼食等

ア 各考試日とも、昼食を持参する。

イ 飲み物（ペットボトル及び水筒等の開栓後に再度の密閉が可能なものに限り認め、チルドカップや紙パック等の開封後に密閉できないものは認めない。）、あめ、ガム、栄養調整食品等の簡易に摂取可能で、匂い、音等が他の応募者の迷惑にならない飲食物の持込みは認める。

(4) 通信機器等の持参の禁止

各考試日とも、試験室への携帯電話、PHS、タブレット型パソコンなどの通信機能を有する電子機器（以下「通信機器等」という。）の持込みを禁止する。通信機器等を持参した場合は、各試験室係員が預かるので、その指示に従う。

通信機器等の所持を不正行為とみなす旨の告知があった後、これらを所持している場合は、不正行為とみなすから十分注意すること。

3 貸与資料

各科目について、次のとおり資料を貸与する。

- (1) 全 科 目 『デイリー六法 平成26年版（三省堂発行）』
- (2) 検 察 『平成24年版 検察講義案』

4 試験室及び着席位置

(1) 試験室

別紙第1及び第2の考試試験室配置図のとおり

(2) 着席位置

別途配布する考試受験票記載の着席番号のとおり

第3 応試要領

別紙第3の応試要領記載のとおり

第4 その他の注意事項

- 1 応募者は、考試期間中、第2及び第3で示した場所のほか立入禁止と表示された区域に入ってはならない。締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。
- 2 応募者は、考試期間中、特例措置を受けた者を除き、エレベーターを使用してはならない。

- 3 応試に当たっては、この応試心得によるほか、係員の指示に従う。
- 4 不正行為を行った者については、当該応試日における応試を中止させることがある。また、考試結果が無効とされることがある。
- 5 考試期間中は、試験室への物品の搬入等に当たる係員の進路を妨げないように注意する。
- 6 考試期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- 7 各考試日とも軽装（例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験しても差し支えない。
- 8 考試期間中の特例措置及び着席時刻から退出の指示があるまでの間の喫煙については、9月2日付け「平成25年度（第67期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）」に記載のとおりであるので、同事務連絡を参照する。
なお、喫煙場所は、西館3階テラス又は西館1階中庭出入口付近である（西館4階の喫煙室は使用できない。）。
- 9 病気又は事故により応試できなくなった場合や着席時刻に遅れる場合等は、速やかに次の司法修習生考試委員会庶務に届け出る。
考試期間前→最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係 03(3264)8111（内線3323）
考試期間中→司法研修所内考試事務室 XXXXXXXXXX
- 10 家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。
- 11 応試者は、事前に応試心得を熟読し、これに記載されている事項について司法研修所事務局等に照会することのないよう注意すること。

第5 考試再受験のための再採用について

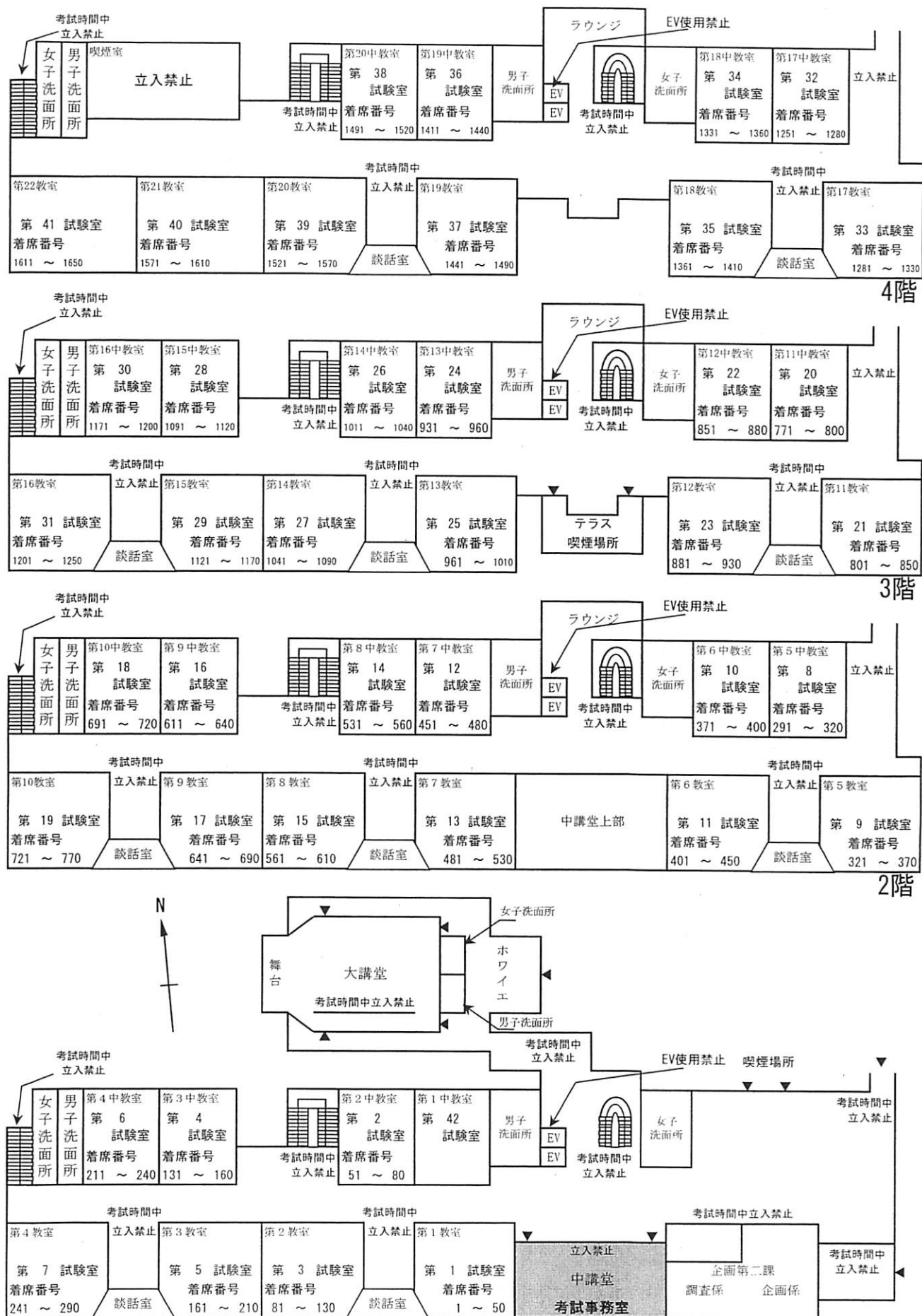
標記の再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。

「考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。

ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとする
ことができる。」

以上

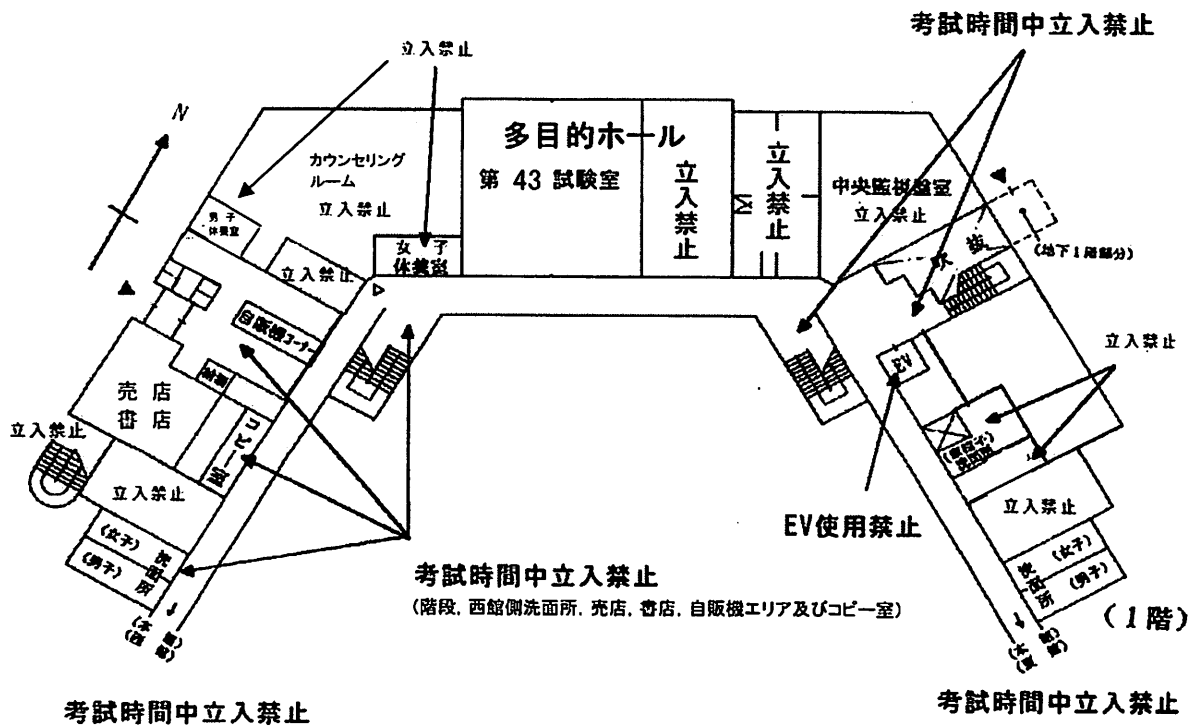
考試試験室配置図 (西館)



※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※試験室は、当日、会場で確認すること。

考 試 試 験 室 配 置 図 (図書館棟1階)



図書館棟3階は立入禁止とし、
2階及び地下1階は考試時間中立入禁止とする。

※本図中の「考試時間中」は、「着席時刻から退出の指示があるまで」の意味

※試験室は、当日、会場で確認すること。

応 試 要 領

時間	対象者	項目	番号	説明
着席時刻 退出指示	全 応 試 者		1	係員に無断で試験室から退出してはならない(トイレや、第4の8により喫煙許可を受けた者が喫煙のために途中退出する場合も、挙手の上、係員に申し出た上で退出すること。)
			2	ラウンジ及び個人用ロッカー設置場所への立入りを禁止する。
			3	昼食等のための外出並びに食堂、売店及び自動販売機の使用を禁止する。
			4	応試者相互の談話は、試験室の内外を問わず絶対に禁止する。これに反した場合は、不正行為とみなす。
			5	貸与されたもの以外の資料や書籍を閲覧し、又はそれらを故意に他の応試者に閲覧させることを禁止する。これに反した場合は、不正行為とみなす。
試験室への入室等	西館の 応 試 者		1	8時30分以降に司法研修所に登庁し、西館東側玄関又は1階の連絡通路から西館に入場し、大講堂、ホワイエ、大講堂脇の通路、西館エレベーター前の階段、2～4階のエレベーター前ホール又はラウンジで9時30分まで静かに待機する。 (試験室準備のため、試験室への入室及び試験室前廊下での待機は認めない。)
			2	大講堂で待機する際は、座席は前から順番につめて座ること。なお、大講堂での飲食は禁止する。
			3	2階、3階、4階の連絡通路を通して西館に入場することはできない。
			4	9時30分以前に西館エレベーター前の階段以外の階段を使用することはできない。
			5	9時30分以降、西館の階段(すべて利用可)を利用して各試験室に入室する。
			6	中講堂は考試事務室とするので、その付近は立ち止まらず、速やかに通行する。
	図 書 館 棟 の 応 試 者		1	8時30分以降に司法研修所に登庁し、大講堂、ホワイエ、大講堂脇の通路で9時30分まで静かに待機する(試験室準備のため、試験室への入室及び試験室前廊下での待機は認めない。)
			2	9時30分以降、1階の連絡通路から、図書館棟に入場し、各試験室に入室する。
			3	中講堂は考試事務室とするので、その付近には近付かない。
着席時刻 試験開始	全 応 試 者		1	着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した者は、当日の試験に応試させないことがあるから十分注意すること。
			2	着席時刻になったら、科目ごとに応試に当たっての注意事項を説明するため、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。
			3	注意事項の説明中に、係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、記録、貸与資料及び付せん(2色、大きさは約75ミリメートル×約14ミリメートル)を配布する。ただし、民事裁判科目、刑事裁判科目、民事弁護科目及び刑事弁護科目については、デイレ六法以外の貸与資料の配布はない。
			4	問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで問題用紙に触れてはならない。
試験開始 試験終了	全 応 試 者	答 案 作 成 に 関 する 注 意 事 項	1	(1) 配布した貸与資料には一切書き込みをしない(記録には書き込みをしても差し支えない。)
				(2) 配布した問題、記録、貸与資料等を試験室外に持ち出さない。
				(3) 答案は、特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載する。
				(4) 答案のページ数は、プリントを含めた全ての答案用紙の中央下のページ数記入欄に、通し番号で記載する。
				(5) 不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等(デイレ六法のケースを除く。)は、各自の机の上に置く(机の中にしまったり、机脇の通路上やかばんの上に置いたりしてはならない。)
				(6) 答案用紙、草稿用紙及び付せんに不足が生じた場合は、係員に申し出ること。
				(7) 指定の筆記用具以外で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載をした場合(応試者の氏名等)、答案が無効とされることがあるので注意すること。
			2	途中退出を認める旨の告知があった後は、考試終了時刻前に答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、随時係員に申し出て、その指示に従い、答案、記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で、退出する。ただし、考試終了時刻15分前以降は、答案の提出を認めない。
			3	終了の合図があったら、直ちに答案作成をやめる。考試時間終了宣言後の答案作成(ページ数等の記載、綴り込み、綴り直し、挟み込み等を含む。)は、絶対に禁止する。
			4	答案の回収は、試験監督者による考試時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみにつき行う。考試時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。
			5	考試終了後は、係員の指示に従い、答案、記録等配布したものを全部提出する。係員が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。
		注 意 事 項	1	昼食は、12時から13時までの間にとる。
			2	自席以外(喫煙場所を含む。)での飲食(飲み物、あめ、ガム及び栄養調整食品等を含む。)は禁止する。
試験室からの退出	西館の 応 試 者		1	各試験室から西館の階段を利用して1階に降り、速やかに退出する。
			2	2階、3階、4階の連絡通路を通して西館から退出することはできない。
			3	中講堂は考試事務室とするので、その付近は立ち止まらず、速やかに通行する。
	図 書 館 棟 の 応 試 者		1	図書館棟地下1階出口又は西館側連絡通路を通り、西館1階出口より、速やかに退出する。
			2	中講堂は考試事務室とするので、その付近には近付かない。

司法修習生考試委員會委員名簿

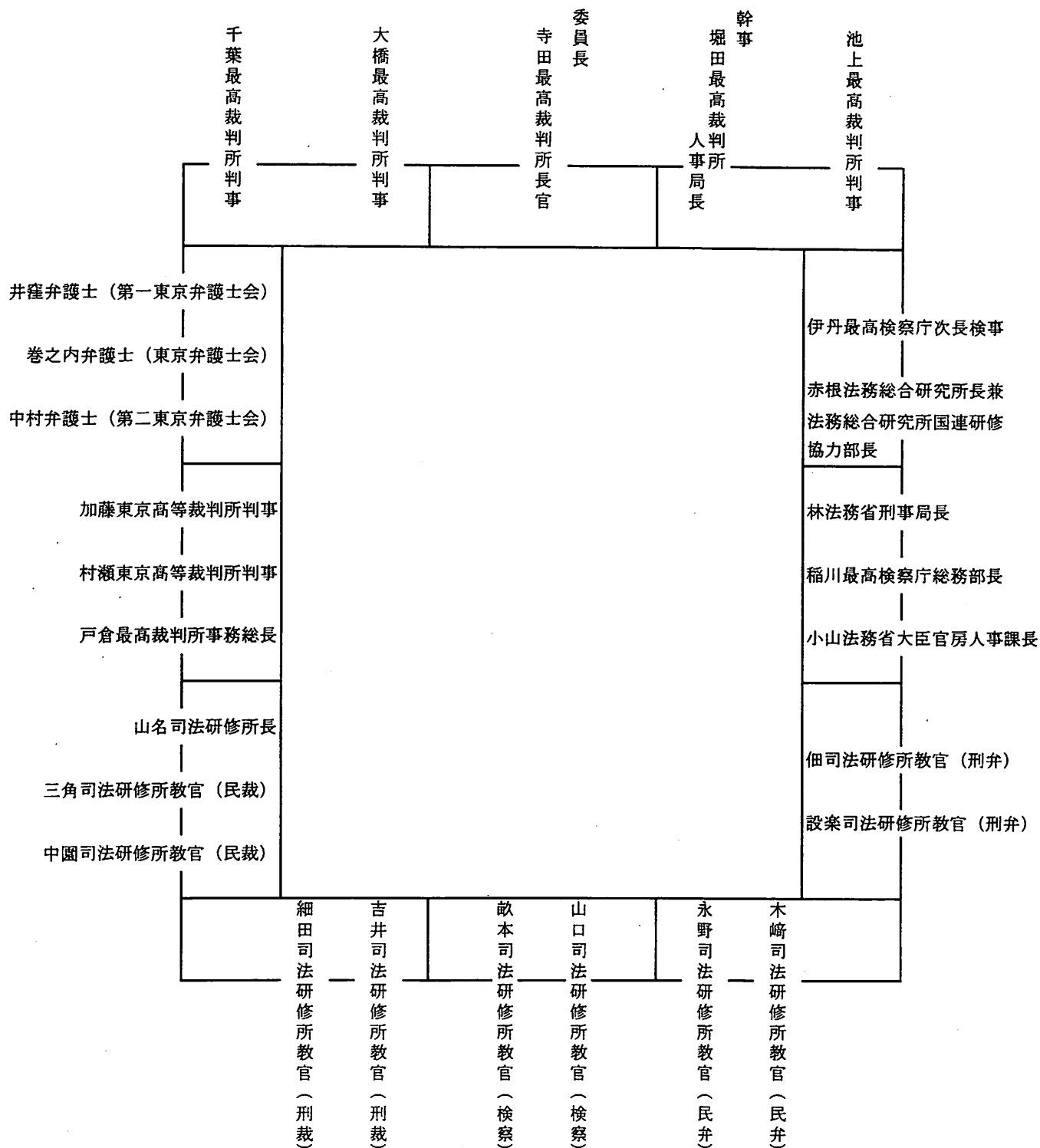
(出席者)

委員長	最高裁判所長官	寺田逸郎
委員	最高裁判所判事	大橋正春
同	最高裁判所判事	千葉勝美
同	最高裁判所判事	池上政幸
同	最高檢察庁次長檢事	伊丹俊彦
同	法務総合研究所長兼 法務総合研究所国連研修協力部長	赤根智子
同	法務省刑事局長	林眞琴
同	最高檢察庁総務部長	稲川龍也
同	法務省大臣官房人事課長	小山太士
同	弁護士（東京弁護士会）	卷之内茂
同	弁護士（第一東京弁護士会）	井窪保彦
同	弁護士（第二東京弁護士会）	中村晶子
同	最高裁判所事務総長	戸倉三郎
同	東京高等裁判所判事	加藤新太郎
同	東京高等裁判所判事	村瀬均
同	司法研修所長	山名学
同	司法研修所教官（判事）	三角比呂
同	司法研修所教官（判事）	中園浩一郎
同	司法研修所教官（判事）	細田啓介
同	司法研修所教官（判事）	吉井隆平
同	司法研修所教官（檢事）	畝本毅
同	司法研修所教官（檢事）	山口英幸
同	司法研修所教官（弁護士）	永野剛志
同	司法研修所教官（弁護士）	木崎孝
同	司法研修所教官（弁護士）	設楽あづさ
同	司法研修所教官（弁護士）	佃克彦
同（幹事）	最高裁判所人事局長	堀田眞哉

司法修習生考試委員会席図

出席予定者 27 人
欠席者 0 人

司法研修所事務局長	最高裁判所事務総局 人事局任用課長	最高裁判所事務総局 人事局参事官	書記
-----------	----------------------	---------------------	----



平成25年度（第67期）司法修習生考試委員会（合否決定）

参考法規目録

- 1 裁判所法抜粋
- 2 司法修習生に関する規則

○裁判所法（抜粋）

[昭和22年法律第59号]

第14条（司法研修所）

裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条（司法研修所教官）

最高裁判所に司法研修所教官を置く。

- ② 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第56条（司法研修所長）

最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

- ② 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条（採用）

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

- ② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条（修習・試験）

司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条（罷免）

最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

○司法修習生に関する規則

〔昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号〕

改正

〔昭和二十七年 九月 三日最高裁判所規則第二二号〕

〔昭和四五年一二月二八日最高裁判所規則第一三号〕

〔平成十一年 二月一〇日最高裁判所規則第一号〕

〔平成十二年 一月 七日最高裁判所規則第一号〕

〔平成一八年 二月二三日最高裁判所規則第三号〕

〔平成二二年 四月 七日最高裁判所規則第四号〕

第一章 総則

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第三条 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

第二章 修習

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

第五条 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも十箇月は実務を修習しなければならない。

② 前項の実務修習の修習期間のうち、少なくとも、四箇月は裁判所で、二箇月は検察庁で、二箇月は弁護士会で修習しなければならない。

③ 第一項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた四十五日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

② 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

③ 司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

② 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

③ 第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の概要、成績、行

状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一条 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

② 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

③ 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第三章 考試

第十二条 裁判所法〔昭和二二年四月法律第五九号〕第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会という。）を常置する。

② 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

③ 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

④ 委員会に書記を置く。

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

② 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

② 前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第四章 罷免

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

一 禁錮（二）以上の刑に処せられた者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不相当であるとき。

二 病気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき。

三 本人から願出があつたとき。

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最

高裁判所に報告しなければならない。

附 則〔平成二二年四月七日最高裁判所規則第四号〕

1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であつて、この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。